

地域密着型金融推進計画

平成17年3月29日に金融庁より公表された「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17年～18年度)」(以下「新プログラム」という。)に基づき「地域密着型金融推進計画」を策定いたしました。

この「地域密着型金融推進計画」は、平成18年度までに当組合が地域の中小零細企業の再生を通じて地域経済の活性化に貢献していくための各種取組みを記載しております。

当組合は、平成16年度より、第6次中期3か年経営計画『躍進へのステップPARTI』への取組みを開始しております。

信用組合の原点である「間柄重視の地域密着型金融の機能強化の実効性を確保する」を重視した活動を展開していくことが、地域経済の活性化と当組合の経営体質のさらなる強化につながると考えており、お取引先企業に対する経営改善支援を強化するため『経営支援室』を設置しております。

こうした当組合の取組みは「地域密着型金融推進計画」で求められている姿と同じ方向にあると認識しており、第6次中期3か年経営計画を着実に実行し、これからも地域の皆様方の信頼にお応えすることを最重点に考え使命を果たして参る所存であります。

Ⅰ. 当組合の第6次中期3か年経営計画『躍進へのステップPARTI』

自 平成16年4月1日 至 平成19年3月31日

基本方針

- Ⅰ 変遷する経営環境への対応と安定した収益体制の確立
- Ⅱ 顧客志向経営の徹底
- Ⅲ 人材の育成強化と活力ある職場作り

重点方針

- Ⅰ 経営体質と基盤の強化
- Ⅱ 人材の育成と職場の活性化

主要目標

自己資本比率	10%
預貸率	60.6%
預金PH	610百万円
業務収支率	77.00%

II．地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17年～18年度）（以下「新プログラム」という。）に向けた当組合の基本方針

当組合では、平成17年～平成18年度の2年間において、新プログラムの機能強化をより確実に実施するため「新プログラムのための基本方針」を以下のとおり定めました。

1．事業再生・中小企業金融の円滑化

- ・ 事業再生・中小企業金融の円滑化を図るため、職員に対して積極的に外部派遣研修や通信教育等を実施し、企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力（「目利き」能力）経営支援が出来るまでに職員のスキルアップを図りつつ融資審査態勢の強化を目指します。
- ・ 産学官の更なる連携強化により、引続き新産業の創設による地域経済の活性化に貢献します。必要に応じて国民生活金融公庫・商工組合中央金庫の活用を検討します。
- ・ 担保・第三者保証に過度に依存しない商品の開発・提携と、財務諸表の精度が高い中小企業に対する融資推進のため、中小会社会計基準チェックリストの活用を実践する意味で、現在、福山商工会議所と提携ローンの創設に関する協議を行っております。
- ・ 当組合だけの専門的な部分の技術評価・相談機能が困難な場合は、中小企業支援センターが行う、経営指導を適宜活用することを検討します。顧問税理士・弁護士等との協議や紹介の可能性を検討し、コンサルティング機能を発揮します。
- ・ 取引先企業に対する経営相談・支援については、より一層の充実・強化を図ります。実績の公表等につきましては、当組合のホームページを予定しております。
- ・ 事業再生に向けた積極的取組みは重要であると認識しており、具体的事案が発生すれば事前に組合内で個別協議により検討する方針です。
- ・ 顧客への説明体制の整備については、平成17年3月末日迄に規定等を整備し対応しております。また、相談苦情処理の強化は、ガバナンスの観点や業務改善上最重要項目であると考えております。その原因・対応等を協議・分析します。

2．経営力の強化

- ・ 平成19年3月末からのバーゼル II（新しい自己資本比率規制）の導入に備え資産の自己査定基準および資産の償却・引当基準に基づく厳正な査定・検証の実施による自己資本比率の精緻化、市場リスクの適切な管理を図り、情報開示について検討を致します。
- ・ 自己査定および償却・引当結果に対し十分な検証を実施します。
- ・ ガバナンスの向上については、半期開示の内容充実を図ります。総代会に

組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みを実施します。

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）態勢の強化策の一環である研修（外部研修階層別・内部研修）への参加による意識改革と実効性のある店内検査と臨店検査の計画的な実施を行いなお一層のレベルアップを図ります。
- ・ 平成17年4月より「個人情報保護法」の完全実施に伴い「個人情報保護規定」を制定し、関係法令等を遵守しつつ、その取扱う個人情報の適切な保護と利用をします。
- ・ 生活者の生活安定・向上支援のためITを活用したコンサルティング機能の強化を図るよう検討します。

3. 地域の利用者の利便性向上

- ・ 地域の中小企業者に対する信用供与、地域の顧客・利用者の預金の生かされ方等の項目を含め、地域の特性等を踏まえた地域貢献の状況を利用者の目線に立ち充実した分かりやすい情報開示を行います。
- ・ 営業店窓口に「意見箱」を設置し経営方針に反映させ、利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指します。

III. 2年後の当組合の姿

相互扶助の精神で生まれた信用組合の役割は、組合員・顧客の繁栄と、地域経済の発展に寄与することが永遠の命題であります。また、平成16年度からスタートした当組合の中期3か年経営計画の基本方針の1つに、「顧客志向経営の徹底」を掲げており、非価格面でのサービスの提供や地域産業・経済の活性化を目指し、企業の再生支援や個人金融の円滑化に積極的に取り組むなど、フェイス・トゥ・フェイスによる信頼を基本とした、より質の高い活動を展開し存在感のある金融機関として発展していくことを指針としております。また、その前提には「堅実・健全経営」とコンサルティング業務等に対応できる「人材」が不可欠であり、経営体質の強化と人材の育成に積極的に取り組み、バランスの取れたオンリー・ワンの組合を目指します。

中小企業金融の再生に向けた取組みを着実に実行するとともに、収益性の向上に向けた取組みを強化し、厳格な自己査定に基づく適正な償却・引当の実施、地域貢献も含めた適切なディスクロージャー、コンプライアンスの徹底等により、健全性のさらなる強化と地域からの信頼向上を図って参ります。

目利き機能を発揮して、企業の「創業・革新・再生」をそれぞれの段階において、企業の挑戦を評価し積極的に資金や情報を提供して参ります。

健全債権化への取組み面においては、平成15年8月に「経営支援室」を設置しており、担当者のスキルアップに努めます。

顧客への説明態勢の整備面においては、信用組合取引約定書を従来の差入方

式から双方署名方式へ改定するとともに、説明義務に関する内部規程を制定しており、契約内容等重要事項に関する説明義務の徹底に努めています。

収益向上面においては、小口多数による貸出金の増強とリスクとコストに見合った貸出金利適用の徹底に努めると同時に健全債権化への取組みを強化し、資産の良化、不良債権の削減に努めて参ります。

共に助け合い、共に発展成長を目指すという精神のもと、備後で生まれた協同組織の金融機関であり、中小企業者及び個人の資金の円滑化並びに経済的地位の向上、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的とし、「新プログラム」を役職員一人ひとりの共通認識とし実践することによって21世紀における「びんしん」をアピールし地域の方々の信認を確保し地域経済の活性化を目指し推進して参ります。

以上

地域密着型金融推進計画

当組合は地域の中小企業金融の再生と、経営の健全性確保等のため、平成15年度策定のリレーションシップバンキングの機能強化計画に沿って、取り組んで参りました。この成果を踏まえて地域密着型金融推進計画を策定致しております。この地域密着型金融推進計画は人材育成を中心として、多岐にわたる機能強化計画に取り組み、経営の健全性の確保等を図ることにより、なお一層地域の皆様に親しまれ、お役に立てる金融機関を目指して、誠心誠意努力して参りたいと考えております。

1. 大項目毎の取組方針

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(1)平成15年度策定のリレーションシップバンキングの機能強化計画に於ける創業・新事業支援の強化や経営相談・支援機能の強化につきましては、先ず人材の育成が重要課題と認識し、職員のスキルアップのため、外部派遣研修、内部研修、通信教育、OJTを実施しました。また、中小企業診断士関連通信講座の募集をしたところ、リレーションシップバンキング機能強化策の重要性を認識して31名が受講し、28名が修了した。中小企業診断士の資格取得にまでは繋がっていないが、この受講は無駄ではないと評価しております。

地域密着型金融推進計画に於いても各施策を実施する基本となるのが職員であることより、引続き人材の育成が重要課題となります。職員の質的な向上を目指すに当たって、即効性のある対策はありません。そのため、「企業再生支援講座」、「創業・新事業支援&中小企業支援スキル向上講座」、「目利き研修」、「業種別事例研究講座」等の外部派遣研修に参加し、内部研修として融資関連事項を題材に原則各営業店の次席者を対象に内部研修を実施し、適宜各営業店の職員に周知徹底を図ります。原則毎月1回を目安に年間10回程度は実施する予定です。通信教育は職員の勤続年数により新人職員・入組5年未満・入組5年以上10年未満・入組10年以上・管理職の段階で組合が指定する職員と任意の受講者にて実施致します。受講料は全額組合負担、修了しなかった場合は自己負担とすることにより、広く通信教育の受講を募集する扱いとし、職員のスキルアップの環境を整え、職員の意識の高揚を促し、延いては創業・新事業支援の強化や経営相談・支援機能等の強化に結び付ける方針です。

(2)ベンチャー企業等の創業・新事業支援につきましては、商工組合中央金庫・国民生活金融公庫と連携しており、協調融資の実績は国民生活金融公庫福山支店との創業支援資金の需資対応があります。また、中小企業支援センターの活用については、広島ローカル地域中小企業支援センターを巡回で実施する広島県商工会連合会の傘下の各地区の商工会への訪問活動により、商工会の経営指導員より融資の斡旋があり需資対応し、資金繰りの安定化に寄与した実績があります。このことより、実質的には個別案件毎に商工会指導員との協議や相談機能を活用しているとも判断されるが、具体的に中小企業支援センターの相談機能、専門家派遣機能等々を活用した案件はありませんでした。

地域密着型金融推進計画に於いても各地区の商工会との連携強化として、訪問・情報収集を行い、指導員から融資の紹介を受ける扱いを継続するとともに、平成17年6月1日より商工会等の推薦に基づき広島県信用保証協会が創設した「スプレッド保証制度」の利用申込みが出来るため、融資限度が限定的ではあるが推薦があれば選択肢として対応する予定であり、必要に応じて中小企業支援センターの相談機能、専門家派遣機能等々を活用することを検討します。

(3)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備については取組むこととしていなかった項目のため、この項目に関するインフラストラクチャーについては、計画期間中の整備はしてありません。また、中小企業金融の再生に向けた取組みのうち、3. 早期事業再生に向けた積極的取組みの各項目(プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)、企業再生ファンドの組成、DES、DIPファイナンス、RCCの「中小企業再生型信託スキーム」、産業再生機構の活用などに係る項目です。)については、これらのスキームはもとも当組合の取引先には、企業規模などの点から適用しにくい性格のもので、そのため、機能強化計画においても、取組むこととしていなかった項目という位置付けに止めていました。その意味では、計画全体の推進という面からは大きな齟齬とはなっていないと考えています。

地域密着型金融推進計画に於いては、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備、商工団体等との連携強化、担保・保証に過度に依存しない融資の推進の一環として、当組合のプロパー商品の開発の他、提携として、福山地域中小企業支援センターである福山商工会議所との連携を強化することも含めて、「福山商工会議所会員向け提携ローン(仮称)」の創設協議に参加し、当組合の独自設定としての優遇内容は、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進として、原則無担保・連帯保証人の要件緩和、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば金利を0.3%優遇する方針で検討中です。また、(3)事業再生に向けた積極的取組みについては、対業界団体に対する要請事項「再生企業に対する支援融資の拡充のための環境整備」の対応として全国信用組合中央協会が「説明会の開催を検討する。」としており、実施されれば参加を検討する方針であり、その手法を研究するという位置付けに止めています。

(4)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表の項目については、経営改善支援対象先としてその他要注意先9先、要管理先3先、破綻懸念先1先合計13先とし、債務者区分がワンランク上昇したのは2先となりました。

地域密着型金融推進計画に於いても、経営不振に陥り、業況が非常に厳しい支援先も含まれますが、11先を継続支援先とした(その他要注意先8先、要管理先2先、破綻懸念先1先)。継続支援により取引先企業の資産内容の劣化防止や改善に向けた支援に取組み、1先でも債務者区分のランクアップに繋げること及びランク維持を目標と致します。

また、支援先以外でも、信用組合の特性である狭域・高密度の取引の実践として各営業店で行う訪問活動により、顧客の問題点や要望等を聴取し、決算書・試算表・資金繰り表等の財務諸表や会話の中から日常的なキャッシュフロー等の状況を聴取し、融資案件の発掘と問題の早期発見・実態把握に努め、適宜個別の財務・経営相談・情報提供等を実施し、常に経営改善支援についてのマインドを持ち、不良債権の新規発生防止に努めます。

経営相談・支援機能の充実というソフト面の機能強化とともに、資金面で中小企業を支援するという地域金融機関の基本的な機能を発揮したいと考えております。

(5)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備の項目については、顧客の金融知識・経験に配慮し、消費者保護の観点に立って規程や「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」等の事務取扱要領の制定・改定を実施し、信用組合取引約定書の内容の改定と、差入れ方式から双方契約・双方所持方式へ変更致しました。また、改正民法への対応として各種契約関係書類の改定や制定を行いました。

地域密着型金融推進計画に於いても、本重要性は変わらず、実行性の確保として、検査室による平成17年4月以降の臨店検査により、不備事項等についてフィードバックを受け、各店の役席者を対象に内部研修を実施し、重ねて全職員に対して周知徹底を図ります。また、各店の質問・要望を受けて、必要に応じて改定等の対応を検討致します。

2. 経営力の強化

集中改善期間において資産の自己査定基準および資産の償却・引当基準に基づく厳正な査定・検証の重要性を認識しており、平成19年3月末からのパーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備え、自己資本比率の算出方法の精緻化を図るため、外部研修(全国信用組合中央協会主催「資産の自己査定講座」)への参加、内部研修の実施により精度の向上を図り、市場リスクについてもリスク量の定量的分析、市場動向に注視し、また監査法人の監査の実施により適切にリスク管理を図ります。

また、収益力向上のため内部格付制度導入による金利設定をするなどの管理会計は導入していませんが、当面預貸金利回利鞘3%を目標とする相対的な収益管理手法により取り組みます。ガバナンスの強化については、通常総代会における決算状況の報告に加え、毎年11月初旬より各営業店において地区総代会を開催し懇親会においての意見交換や、支店長会議において情報交換を行い顧客・組合員の意見・情報を経営の参考としているが、それに加え17年度下期より店頭に意見箱も設置し活用する予定です。また半期開示の内容充実を検討し経営情報の開示を図ります。

コンプライアンス態勢の強化も経営力強化のため重要な課題であり、コンプライアンスチェックリストによる自己点検、店内検査による実践状況の点検、外部研修への参加による意識の向上、醸成につとめております。これを踏まえ強化策の一環である研修(外部研修階層別・内部研修)への参加による意識改革と実効性のある店内検査と臨店検査の実施を行いなお一層のレベルアップを図り、平成17年4月よりの「個人情報保護法」についても「個人情報保護規程」を制定し個人情報の適切な保護と利用を図ります。

今後の経営力強化のためには、ITの戦略的活用は重要な推進事項であり、ITの価値を再評価しITの導入・活用が必要であると認識しております。

生活者の生活安定・向上支援のためITを活用したコンサルティング機能の強化を図るため、しんくみ生活総合センターが信用組合に提供するインターネットを活用したシステム『あのネット』の利用により取引先的生活設計のアドバイスや取引先のライフステージに沿った金融商品が提案できるよう活用を検討して参ります。以上の項目の推進により経営力の強化を図ります。

3. 地域の利用者の利便性向上

当組合の地域の利用者ニーズの把握については毎月、支店長会議、営業推進会議等において採り上げ、本部各部にて要望等を検討した後、常務会に提案し経営方針に反映しています。さらに利用者へのサービス強化のため、当局の利用者等の評価に関するアンケート調査を参考にす他、前述の営業店窓口への「意見箱」設置(17年下期)により広く意見を求め利用者の利便性向上に努めます。また地域再生推進のため集中改善期間より、地域社会のイベントへの積極的参加、協賛等を通じて地域社会に密着した活性化支援活動を行っており、引き続き地公体・商工会議所および、各地域の各種イベントへの参加等、信用組合の特性を活かした支援活動を行ないます。

こうした支援活動や地域への信用供与等については平成15年11月に「地域社会と備後信用組合」にて開示し、以後平成16年より3月期と9月期のディスクロージャー誌の中に織り込み開示しています。今後も地域の中小企業者に対するの信用供与、地域の顧客、利用者の預金の活かされ方等の項目を含め、地域のイベントへの参加等について開示する他、利用者からの質問・相談回答事例を作成するなど利用者の目線に立ち充実した分かりやすい情報開示を行う方針です。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式)

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール	
			17年度	18年度
1. 中小企業金融の再生に向けた取組み				
(1) 創業・新事業支援機能等の強化				
融資審査態勢の強化等	<ul style="list-style-type: none"> 当組合の規模・人員配置の問題から業種別担当者は配置せず、各業種の事案については各営業店の役席及び担当渉外係が連携して真摯に対応することし、個別項目の各種具体的取組策を実施し、職員のスキルアップを図った。 中小企業診断士関連通信講座(平成15年10月開講、平成16年7月終了)は31名が受講し、28名が修了した。中小企業診断士の資格取得にまでは繋がっていないが、この受講は無駄ではないと評価しております。 職員がどの業種についても深い知識を有して、相談業務・改善指導等々の対応ができるようにスキルアップを図ることは、当組合にとって今後とも必要であると認識しております。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用組合の特性である地域に密着した訪問活動や新規先の開拓訪問を活用し、業況把握、企業の将来性やローンレビューの視点に立って、提出頂いた決算書・試算表等の財務諸表や会話の中から日常的なキャッシュフロー等の状況を聴取して、将来性のある融資案件の発掘・育成と問題の早期発見、経営改善のアドバイス、起業・事業展開に関する情報提供等々を実施する。結果として再生支援や融資実行へと繋げるよう努める。 外部派遣研修の実施。(「目利き研修」、「業種別事例研究講座」等の講座が開講される場合は参加する予定。) 内部研修の実施。 通信教育の実施。 自組合内でOJTを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部派遣研修への参加。(「目利き研修」他、融資関係抜粋)中国ブロック信用組合協議会主催分7講座、延べ13名。全国信用組合中央協会主催分2講座、延べ3名。 内部研修の実施。出席可能な全職員の集合研修(1回)。各営業店の次席者を対象に実施(予定6回)。 平成17年度通信教育の実施。組合が履修を指定する職員は平成17年4月24日付で38名、任意の受講者2名。「中小企業診断士入門講座」等の10月以降開講予定講座があれば任意の募集を実施する予定。 平成17年7月20日専門学校の中小企業診断士講座のパンフレット等を各店へ送付し、資格取得を推奨した。 OJTを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度スケジュールは未定だが外部派遣研修へ参加予定。 内部研修の実施予定。 平成18年度通信教育の実施予定。

<p>産学官の更なる連携強化等</p>	<p>・当組合は平成14年2月28日より中国経済産業局の地域技術開発事業(補助事業等)への支援協力金融機関として中国経済産業局へ登録しております。このことが示すとおり当組合は積極的に貢献する方針で臨んでおりますが、当組合の営業エリアである県東部のプロジェクトは比較的少ない状況にある。</p> <p>・「中国地区産業クラスターサポート金融会議にかかる広島県地域分科会」第1回～第3回に於いて融資事案の説明はあったが、当組合の営業エリア内の案件で当組合へ対する申込等はなかった。また、当組合から積極的に融資推進を実施しにくい事案と判断したケースもあった。</p> <p>・中小企業支援センター等の相談機能等の活用については、利用した案件は現在のところないが、広島ローカル地域中小企業支援センターを巡回で実施する広島県商工会連合会の傘下の各地区の商工会へ訪問し、経営指導員より融資の斡旋があり融資を実行した実績がある。</p>	<p>・中国地区産業クラスターサポート金融会議や産業クラスター計画推進セミナー等に参加、或は情報ツールとなる経済産業局の「メールマガジンの購読」を継続することにより、各プロジェクトの動向等の情報を収集する。また、議事内容を常勤役員・本部の部長等へ回覧する事により、経営者間での情報の共有化を図る。</p> <p>・平成17年5月16日「中国地区産業クラスターサポート金融会議第3回全体会議」において、各県単位の地域分科会の継続実施が決定されたことより、今後とも参加し、当組合が対象となる融資事案の紹介があれば対応を検討し、事案の内容に応じてプロパー融資の他、お客様に有利な預託制度融資や代理貸付の低金利・長期・固定金利の利用も選択肢として検討する予定。</p> <p>・中小企業支援センター等の相談機能等の活用、商工団体等との連携強化や外部専門家・外部機関等の有効活用については、1-(2)を参照。</p>	<p>・平成17年5月16日「中国地区産業クラスターサポート金融会議第3回全体会議」に出席。</p> <p>・「メールマガジンの購読」を継続。</p> <p>・中国地区産業クラスターサポート金融会議全体会議・広島地域分科会等が開催されれば参加し、当組合が対象となる融資事案の紹介があれば対応を検討する。</p>	<p>・中国地区産業クラスターサポート金融会議等が開催されれば参加する。</p> <p>・「メールマガジンの購読」を継続予定。</p>
<p>地域におけるベンチャー企業向け業務に係る、外部機関等との連携強化等</p>	<p>・商工組合中央金庫・国民生活金融公庫と信用組合業界を代表して全国信用協同組合連合会が業務連携している。</p> <p>・協調融資の実績は当組合と国民生活金融公庫福山支店が創業支援資金の備貸対応した1件がある。また、運用上の留意点を認識した。</p> <p>・信用組合の特性である地域に密着した訪問活動により、個別案件毎に顧客の要望を十分に聴取し、当組合として創業・新事業支援の為に相談・指導を可能な限り行った成果として、預託融資制度を主に活用し、件数・金額ともに小額ではあるが着実に案件を開拓し、融資成果に結び付けている。</p>	<p>・信用組合の特性である地域に密着した新規先・既往先、商工会等の訪問活動を通じて、各種情報収集・相談業務を行い、特に創業・新事業向け融資も含めた融資案件の発掘・育成とお客様のニーズに素早く対応する。お客様の要望を十分に聴取し、創業・新事業の成長段階に応じた企業支援の為に相談・指導を行う。技術評価等必要に応じて中小企業支援センター機能の活用を検討する。また、キャッシュフロー等諸条件を勘案し、公庫との協調融資や場合によっては紹介による公庫直貸し、代理貸付、プロパー融資を選択肢として、お客様にとって最善の方法で対応する方針。</p> <p>・合同ローラー活動日は原則毎月1回、年間12回予定で実施し、各営業店は年間必ず1回は実施店舗となるように設定する。</p> <p>・全国信用協同組合連合会の主催で商工組合中央金庫・国民生活金融公庫との業務連携・協力にかかる連絡会や説明会があれば参加する。また、国民生活金融公庫福山支店との代理店協議会が実施されれば参加する。</p>	<p>・合同ローラー活動、自店でのローラー活動、既往取引先や商工会等への訪問活動により、各種情報収集・相談業務を行い、特に創業・新事業向け融資も含めた融資案件の発掘・育成と顧客のニーズに素早く対応するよう活動し、必要に応じて国民生活金融公庫・商工組合中央金庫の活用を検討する。</p> <p>・全国信用協同組合連合会の主催で商工組合中央金庫・国民生活金融公庫との連絡会・説明会があれば参加する。</p> <p>・国民生活金融公庫福山支店との代理店協議会(業務連携・協力についての意見交換並びに情報交換を含む。)があれば参加する。</p>	<p>・18年度も17年度同様、上記具体的取組策を実施する。</p>

(2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化				
<p>中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化 中小企業支援スキルの向上を目的とした取組の強化</p>	<p>・旧リレーションシップバンキングで例示があった取引先の合同商談会は、当組合の取引先の関係で実施していない。実績が示すとおり、職員の取得した情報を各取引先のニーズに適した情報として提供・還元する意味も含めて、各営業店内で役席者を交えたミーティング時等に於いて情報交換をしており、内容に応じて自店・僚店の顧客を紹介する等の活動を行い迅速な対応に努めている。</p> <p>・広島ローカル地域中小企業支援センターを巡回で実施する広島県商工会連合会の傘下の各地区の商工会への訪問活動により、商工会の経営指導員より融資の斡旋があり需資対応し、資金繰りの安定化に寄与した実績がある。このことより、実質的には個別案件毎に商工会指導員との協議や相談機能を活用しているとも言えるが、具体的に中小企業支援センターの相談機能、専門家派遣機能等々を活用した案件はなかった。</p> <p>・株式公開支援業務、社債発行支援業務等は当組合単独では困難である。また、当組合の取引先の規模の問題から、経営改善手法としての多角経営の場合に行われる不採算部門のM&Aや採算事業への特化を行う取引先はなかった。</p>	<p>・福山地域中小企業支援センターである福山商工会議所との連携強化のため提携ローンの創設に参加する。当組合の優遇内容は、担保・保証に過度に依存しない融資の促進として、原則無担保・連帯保証人の要件緩和、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば金利を0.3%優遇する予定で検討中。</p> <p>・信用組合の特性である地域に密着した訪問活動により、顧客から業界の動向、問題点、要望等を聴取したり、財務諸表や会話の中から日常的なキャッシュフロー等の状況を聴取し、融資案件の発掘と問題の早期発見・実態把握に努める。外部派遣研修・通信教育等を活用して、適宜個別の財務・経営相談(財務・経営管理能力向上を含む)を実施する。また、各職員の取得した情報から当該店舗・僚店の顧客を紹介する等ビジネス・マッチング情報やニーズに適した情報を提供・還元する。</p> <p>・商工会への訪問・情報収集を行い、指導員から融資の斡旋を受ける扱いを継続するとともに、商工会等の推薦が条件で融資限度が限定的ではあるが、「スプレッド保証制度」(平成17年6月創設)の斡旋があれば対応する。</p> <p>・職員で対応が出来ない事案については、当組合の顧問税理士・弁護士等との協議や紹介を行う予定。</p> <p>・当組合だけの専門的な部分の技術評価・相談機能が困難な場合は、顧客に対し、中小企業支援センターの相談機能、専門家派遣機能等々を活用することが出来る旨の啓蒙活動をする。</p> <p>・宮内支店の備信育栄会(異業種交流会)の行事の実施。</p> <p>・外部派遣研修・内部研修・通信教育の実施。</p>	<p>・福山地域中小企業支援センターである福山商工会議所との連携強化のため提携ローンの創設に参加する。当組合の優遇内容は、担保・保証に過度に依存しない融資の促進として、原則無担保・連帯保証人の要件緩和、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば金利を0.3%優遇する予定で検討中。</p> <p>・各営業店で行うローラー活動・訪問活動により左記具体的取組策を実施する。</p> <p>・各地区の商工会へ訪問・情報収集を行い、左記具体的取組策を実施する。</p> <p>・宮内支店の備信育栄会(異業種交流会)の行事の実施。</p> <p>・外部派遣研修・内部研修・通信教育の実施。</p>	<p>・平成18年度も平成17年度同様、左記具体的取組策を実施する。</p> <p>・前年度の実績を検証し、必要に応じてそれを踏まえた対応の可能性を検討する。</p>

<p>要注先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化</p>	<p>・支援先に関わる問題点は対象先の規模・能力、経営者の意識改革や共通認識の問題があった。 ・景況悪化・産業構造の変化等外部要因に関する問題もあった。 ・経営支援委員を中心とした営業店での実績評価では、支援先13先のうち債務者区分がワンランク上昇した2先も含めて「財務内容も改善傾向にある。」・「売上総利益率が若干好転し、経費削減効果が現れている。」と好評した支援先が多少はあるが、総体的に「全社一丸となり経営努力はしているが、収益力の回復までには至らず。」・「経費削減効果が現れていない。」等と評価しております。当組合の対象先が中小企業者であるため、この評価が物語るように、経営改善の努力は、急激な経営の悪化を防ぐ効果として寄与しているであろうが、今後徐々に改善効果が顕在化するか予断を許さない状況であると判断し、各支援先の取扱店舗へ継続支援先とするかの意向を聴取した結果、「地域密着型金融推進計画」に於いても正常先・破綻先を除く既往の支援先を引続き支援することとした。</p>	<p>・経営改善の実施主体は経営者が自ら意識改革、経営改善の実施等の一連の施策を実行することとなるため、支援先の都合に合わせて1～2ヶ月に1回を基本に支援委員等が訪問し、現行どおり試算表の作成・提出を依頼、改善意欲の持続、実態把握、進捗状況のモニタリング等を実施し、1先でも債務者区分のランクアップに繋げること及びランク維持を目標とする。 ・支援先への訪問時には行動記録を作成し、経営支援室へ提出し、室長・常勤理事・常勤監事へ回付し、進捗状況を報告する。 ・経営支援室は「経営改善計画・進捗状況報告」や支援先の実態等を踏まえ、個別の支援先の必要性に応じて「経営改善分析・方針(案)」を作成し、常勤役員・監事へ回付する。常勤理事・常勤監事は業況・進捗状況・改善方針案等を精査・検討し、諾否を決定する。 ・期初予定の通信教育以外に、中小企業診断士関連通信講座の受講や資格取得を奨励する。 ・企業支援ランクアップ研修(終了時融資査定診断士2級試験)、目利き研修、融資査定診断士育成研修(同3級試験)等の関連する外部派遣研修に参加する。平成17年度上記3講座への派遣人員は延べ7名とする。平成18年度も同程度の予定。(追加講座は別途選定する。) ・支援先以外でも、通常の訪問活動により、顧客の問題点や要望等を聴取し、決算書・試算表・資金繰り表等の財務諸表や会話の中から日常的なキャッシュフロー等の状況を聴取し、融資案件の発掘と問題の早期発見・実態把握に努め、適宜個別の財務・経営相談・情報提供等を実施し、常に経営改善支援についてのマインドを持ち、不良債権の新規発生防止に努める。</p>	<p>・支援先の都合に合わせて1～2ヶ月に1回を基本に支援委員等が訪問し、改善意欲を持続して頂くように努力し、実態把握・進捗状況のモニタリング等を実施する。 ・関連する外部派遣研修へ参加する、通信教育の履修等の上記具体的取組策を実施する。また、専門学校の中小企業診断士講座のパンフレット等を各店へ送付し、資格取得を推奨した。 ・支援先以外の訪問活動に於いても常に経営改善支援についてマインドを持ち、不良債権の新規発生防止に努める。 ・企業支援ランクアップ研修、目利き研修、融資査定診断士育成研修3級等の関連する外部派遣研修に参加する。17年度の3講座への派遣人員は延べ7名とする。</p>	<p>・平成18年度も平成17年度同様、経営改善支援活動を実施する。 ・必要に応じて前年度の実績を踏まえた対応の可能性を検討する。</p>
--------------------------------	---	--	---	--

健全債権化等の強化に関する実績の公表等	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁指定の別紙様式3-2「-2-(3)要 注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新 規発生防止のための体制整備強化並びに実績 公表」、別紙様式3-4・3-3「経営改善支援の 取組み実績」を当組合のホームページ等で公表 している。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示は現行どおり年度末である平成18年3月 31日、平成19年3月31日基準日で作成し公表 する予定。 公表媒体は当組合のホームページの予定。 全国信用組合中央協会フォーマットを確認 後、使用するか独自に作成するか検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月31日基準日で別紙様 式3-2、3-3、3-4(3-1)を作成し 公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月31日基準日で作成し公表 する予定。
(3)事業再生に向けた積極的取組み				
事業再生に向けた積極的取組み	<ul style="list-style-type: none"> 私的整理ガイドラインの活用は債権放棄の際 の経営陣の退任による責任の明確化や重要な 事業部門で営業利益を計上するといった要件が あるため、当組合が対象とする中小規模事業者 の経営者は実質オーナーであり、適用しにくいケ -スが殆どであると認識しております。 事業再生ファンドの組成・活用、プリパッケ-ジ 型事業再生、DES・DDSの対応、整理回収機 構の活用等は、お客様の事業規模等や当組合 の規模・メイン金融機関で無いケース・当組合独 自での取扱は困難で業界団体の取扱を待つ、或 は取組むこととしていなかった項目である。ま た、当組合がスコアリングモデルの活用や独自 に特別なコベンツの設定、運用は取組んでい ない状態だが、必要に応じてシンジケートロー ンなど複数金融機関が同一条件・契約に基づきコ ベンツの設定を行う場合は取扱いを検討する 予定としていた項目を含めて、具体的な案件に よる取扱は無かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「外部機関(中小企業再生支援協議会等)との 連携」は、引続き広島県信用組合協会が代表し て同協議会に参加し、情報の提供を受ける。具 体的事案は無かったが、持ち込むと仮定した場 合の案件としては、同協議会が公正中立な立場 で関係者間の調整を行うため、非メイン先で金 融機関相互の調整が必要な先、経営者の現状 認識が薄い先等が原則的には対象先となると想 定しています。但し、再生計画における金融支 援要請内容によっては、リスケジュール、追加融 資、債権放棄等があるため、具体的事案が発生 すれば事前に組合内で個別協議により検討する 方針。 「外部人材の活用」については、事案に応じて 当組合の顧問税理士、弁護士等の活用・紹介が 可能かを検討する方針。また、対業界団体に対 する要請事項の「人材プールの設置」の対応とし て全国信用組合中央協会が「金融庁の具体的 検討結果を待ち対応を検討。」17年度新規事業 として、業界内対応「しんくみ人材紹介支援事業 を実施予定」とあるので内容が公表となったら確 認し、活用が可能か検討する。また、「再生企業 に対する支援融資の拡充のための環境整備」の 対応として全国信用組合中央協会が「説明会の 開催を検討する。」としており、実施されれば参 加を検討する。 DIPファイナンスについて、民事再生法等にお いて再建に取組んでいる先が支援方針先である ときは、広島県信用保証協会の事業保証再生 制度の利用を前提に検討する予定。 当組合がシンジケートローンの融資団として参 画する必要が生じた場合は、取扱いを検討する 予定。 例示されている「職員の研修」は外部派遣研 修・通信教育等の年度計画に従い実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年7月7日広島県中小企業再 生支援協議会連絡会議の開催。 適用可能な中小企業者があれば左記 具体的取組策の活用を検討する。 全国信用組合中央協会が「しんくみ人 材紹介支援事業」や「再生企業に対す る支援融資の拡充のための環境整備」 の対応として「説明会の開催を検討す る。」としており、内容の公表や説明会 が開催となったら参加や活用の可能を 検討する。 外部派遣研修・通信教育等の年度計 画に従い実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度も17年度同様、左記具体 的取組策を実施する。

<p>再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進</p>	<p>・個別項目の計画で取組むこととしていない項目や、具体的な案件による取扱が無かったため特には公表していない。</p>	<p>・要請事項例に記載されている「成功事例・法的整理の活用実績等」の再生支援実績があれば、情報を開示するものとし、開示基準は平成18年3月31日、平成19年3月31日基準日で作成し公表する予定。 ・公表媒体は当組合のホームページの予定。 ・全国信用組合中央協会のフォーマットを確認後、使用するか独自に作成するか検討する。</p>	<p>・個別項目の計画で取組むこととしていない項目や、具体的な案件による取扱が無かったため特には公表していない。</p>	<p>・再生支援実績があれば平成18年3月31日基準日で作成し公表する予定。</p>
<p>(4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等</p>				
<p>担保・保証に過度に依存しない融資の推進 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充</p>	<p>・ローンレビューは継続して実施している。 ・スコアリングモデルや財務制限条項の活用は個別の取組み事項とはせず、具体的な案件も無かった。 ・「平成16年度無担保スピード保証融資制度」の取扱い金融機関となった。 ・要請事項に表示してある「民法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえて規定・事務取扱要領の制定・改定等の整備を実施した。 ・当組合は「TKC経営指標」等を参考とはしているが、信用格付けシステムを導入していないため、CRDや外部パッケージソフトを採用し、信用リスクデータベースの活用はしていない。しかし、自己査定債務者区分データを蓄積している。 ・担保・第三者保証に過度に依存しない融資の推進については、(旧)個別の取組事項策定時の平成14年3月31日基準の金融庁発モニタリングフィードバック資料と平成17年3月31日基準の資料と比較した場合は、当局の様式変更はあったが、法人与信一先当り残高は地区平均・全国平均が大口化し、保全率が低下しているが、当組合は横這いであり、相対的に保証による負担額は比較的少額であると認識しています。</p>	<p>・ローンレビュー・ポートフォリオ管理の実施として「大口与信先管理表」、「業種別貸出残高推移」や金融庁への提出資料(案)等の諸報告資料を作成し、金融庁からのモニタリングフィードバック資料等々を常勤理事・常勤監事へ回付・報告を行う。自己資本に見合った信用リスクミットの観点から、目安として単体法定限度額の約50%弱の額を設定しており、今後とも遵守し大口化の抑制を図る。また、信用組合の特性でもある職員の訪問活動により、提出頂いた財務諸表や代表者等の会話の中から日常的なキャッシュフロー等の状況の聴取や実地調査等を通じて定性情報の把握等により「早期発見・早期治療」の理念に立って、助言や経営改善の提言を行い、引続き、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を図る。 ・日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの活用を検討し、担保・第三者保証に過度に依存しない商品の開発・提携を検討する。プロパー商品の開発の他、福山商工会議所との提携ローンの創設に参加し、当組合は本項目の促進として、原則無担保・連帯保証人の要件緩和、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば金利を0.3%優遇する方針で検討中。 ・財務制限条項については、適用先が限定されるため、必要に応じて検討する。 ・企業の将来性や技術力を的確に評価するスキル向上の観点から、外部派遣研修・通信教育等を実施する。 ・自己査定委員会が自己査定債務者区分データを蓄積し、管理部は「分類貸出金残高推移」「管理債権残高」を作成して支店長会議で報告を実施する等により、引続き、信用リスク管理を行う。</p>	<p>・「大口与信先管理表」、「業種別貸出残高推移」や金融庁への提出資料(案)等の諸報告資料を月次・四半期・半期報告として作成し、金融庁からのモニタリングフィードバック資料等々を常勤理事・常勤監事へ回付・報告を行う。 ・定量情報のほか、代表者等とのヒアリングや訪問による実地調査等を通じて定性情報の把握等により引続き、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を図る。 ・日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの活用を検討し、担保・第三者保証に過度に依存しない商品の開発・提携を検討する。 ・外部派遣研修・通信教育等は年度計画に従い実施する。 ・引続き、自己査定債務者区分データを蓄積する。</p>	<p>・平成18年度も17年度同様、上記具体的取組策を実施する。</p>

<p>中小企業の資金調達手法の多様化等 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的取組み事例のプロジェクトファイナンス等の融資手法や証券化等については、当組合の規模・能力等の問題から実績は無い。 ・中小企業金融公庫の証券化支援業務の説明会に参加した。 ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備・適用に向けた取組みについては、当組合はTKC等の指標を使用しており、TKC会員と金融機関の交流会に参加しているが、TKCとの提携ローンといった特別なプログラムの設定までには至っていない。財務内容の健全な取引先に対しては積極的な融資を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの活用を検討する。 ・福山地域中小企業支援センターである福山商工会議所との連携を強化することも含めて、提携ローンの創設に参加し、当組合の優遇内容は、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進として、原則無担保・連帯保証人の要件緩和、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば金利を0.3%優遇する方針で検討中。 ・精度の高い財務諸表を作成している中小企業に対して、積極的に融資対応を行う。 ・TKC主催のTKC会員と金融機関の交流会に参加して情報交換を実施する。 ・中小企業の資金調達手法の多様化で例示された手法については、要請事項の対応として業界団体により、研修等が実施されれば参加して手法の取得を図る方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年8月3日TKC主催「金融機関・行政機関の皆様とTKC会員の交流会」に参加して情報交換を実施する。 ・日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの活用として、福山地域中小企業支援センターである福山商工会議所との提携交渉を実施する。 ・業界団体により、研修等が実施されれば参加して手法の習得を図る方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度も17年度同様、上記具体的取組策を実施する。 ・必要に応じて前年度の実績を踏まえた対応の可能性を検討する。
---	---	---	---	---

(5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化				
<p>顧客への説明体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 5 - (1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備については実施した。体系的な対応として規程、各種事務取扱要領の制定、改定を実施し、外部派遣研修、通信教育、内部研修を実施した。 ・信用組合取引約定書を 契約の公平性・対等性の確保。お客様の知識、経験及び財産状況に応じた説明に配慮し、分かり易い表現への改定。法改正や金融環境の変化への対応。を念頭に改定した。また、差入れ方式から双方契約・双方所持方式へ変更し、連帯保証人の記入欄自体を削除した。 ・「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」には、説明に必要な項目や契約締結後の情報提供等々を規定し、明文化した。信用組合取引約定書(お客様用)、契約書の写し、重要事項説明書(一般用)、重要事項説明書(消費者ローン・当座貸越用)、住宅ローン商品説明書(基本的事項用)、個人情報の収集・保有・利用・提供等及び登録同意書の各控え等を交付する扱いとした。また、現行の原則として職員の面前で債務者・連帯保証人・担保提供者の自署による契約書・保証意思確認書(保証人承諾書)を徴求し、同時に保証(担保提供)意思の確認管理表を作成する取扱いに付加して、説明責任の実効性の担保と訴訟時の挙証責任に対応する意味も含めて「与信取引に関する内容承諾書及び契約書写し等受領書」を制定し、徴求する扱いとした。 ・実行性の確保は検査室による平成17年度臨店検査によりフィードバックを受け、各店の役席者を対象に内部研修を実施し、重ねて全職員に対して周知徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部派遣研修の実施、通信教育の履修、重要性の周知徹底を図る。 ・実行性の確保は検査室による平成17年4月以降の臨店検査による。不備事項等についてフィードバックを受け、必要に応じて研修や平成17年3月18日付制定の「与信取引に関する顧客への説明マニュアル」等の改定を実施する。 ・内部研修は融資関連に関する事柄を題材に各営業店の次席者を対象に原則毎月1回を目安に年間10回程度実施する内の一部題材とする。また、出席可能な全職員を対象に集合研修を実施した。(17年4月2日) ・必要に応じて内部研修や見直しを実施する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度予定の外部派遣研修の受講、通信教育の履修・内部研修を実施し、重要性の周知徹底を図る。 ・本項目関連の内部研修は、4月2日出席可能な全職員の集合研修と各店の役席者を対象とする内部研修を4月5日、6月2日、7月5日に実施した。 ・検査室による平成17年度臨店検査を実施する。 ・認識不足による不備事項等についてフィードバックを受け、6月2日・7月5日の内部研修を実施し、各職員に対して周知徹底を図った。 ・7月度の支店長会議で意向を聴取し、平成17年7月11日付常務会の決定を受け、平成17年3月18日付制定の与信取引に関する顧客への説明マニュアルを平成17年7月14日付で一部改定した。 ・必要に応じて内部研修や見直しを実施する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度も17年度同様、上記具体的取組策を実施する。 ・必要に応じて前年度の実績を踏まえた対応の可能性を検討する。

相談・苦情処理体制の強化	法令違反苦情等を理事会・支店長会議で報告。「しんくみ苦情等相談所」の顧客への周知。	法令違反苦情等を役員・本部部長で構成する経営者会議で報告し原因・対応等を協議する。また、理事会・支店長会議で報告し内容の共有を図る。「しんくみ苦情等相談所」のリーフレットによるPR並びにディスクローズによる周知を図る。	左記取組みを実施する。	左記取組みを継続実施する。
(6)人材の育成				
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修(15年4月1日～17年3月31日)中国ブロック信用組合協議会主催(8回、16人参加)全国信用組合中央協会主催(4回、4人参加)四国信用組合協会主催(1回、1人参加) 通信教育 平成15年度期初予定の通信教育以外に、同年8月22日付全国信用組合中央協会より案内のあった中小企業診断士関連通信講座の募集をしたところ、リレーションシップバンキング機能強化策の重要性を認識して31名が受講し、28名が修了した。(平成15年10月開講、平成16年7月終了) 「資金別融資推進コース」1名(16年5月～10月15日)受講。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する外部研修(中国ブロック信用組合協議会主催等)へ年間7人程度派遣予定 通信教育・外部講座「中小企業診断士」等の奨励により職員の能力の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する外部研修へ派遣する。 通信教育・外部講座を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する外部研修へ派遣する。 通信教育を奨励する。
2. 経営力の強化				
(1)リスク管理態勢の充実				
リスク管理態勢の充実	<ul style="list-style-type: none"> 資産の自己査定基準および資産の償却・引当基準に基づく厳正な査定・検証の重要性を認識している。 市場リスク管理等規程に基づき、リスクの計測・分析および監査法人による監査を実施している。 3月期9月期に自己資本比率、リスク管理関係のディスクローズ実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定委員会による自己査定実務研修の実施による精度の向上。 毎月余資運用表、有価証券市場リスク一覧表、市場動向に関する資料等を作成、常勤理事・常勤監事に回覧し、市況速報についても随時回覧する。 情報開示について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 17年3月期、9月期の自己査定の実施。 監査法人による検証。 外部研修への派遣(全国信用組合中央協会主催「資産の自己査定講座」)、2名参加。自己査定実務研修会の実施(2回)。 余資運用表、有価証券市場リスク一覧表等の作成、常勤理事・常勤監事への回覧、および市場動向等に関する資料の常勤理事・常勤監事への回覧。 監査法人の監査。 情報開示について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年3月期、9月期の自己査定の実施。 監査法人による検証。 外部研修への派遣(全国信用組合中央協会主催「資産の自己査定講座」)、2名参加。自己査定実務研修会の実施(2回)。 余資運用表、有価証券市場リスク一覧表等の作成、常勤理事・常勤監事への回覧、および市場動向等に関する資料の常勤理事・常勤監事への回覧。 監査法人の監査。 情報開示について検討する。
適切な自己査定及び償却・引当の確保	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関として業務の健全性確保の観点から自己責任原則のもと、適切な自己査定と適切な償却・引当に努め、その結果に対し、厳正な検証を行い自己査定精度の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定委員会が主体となった自己査定実務研修を実施する。 当局検査結果等を踏まえ、その分析に基づく自己査定精度の向上を図るとともに、償却・引当結果の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定実務研修を2回実施予定。 全国信用組合中央協会主催の「資産の自己査定講座」へ職員の派遣。 3月・9月期の2回自己査定の実施。 監査法人による検証。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定実務研修を2回実施予定。 全国信用組合中央協会主催の「資産の自己査定講座」へ職員の派遣。 3月・9月期の2回自己査定の実施。 監査法人による検証。

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上			
<p>収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者区分と整合的な内部格付け制度導入などの管理会計は実施していない。現状、自己査定における債務者区分をベースに債務者個々の取引及び保全状況を勘案し金利設定並びに金利引上げ交渉を行っている。なお、年度経営計画において営業店毎貸出金利等の目標を設定し店別に収益管理の徹底を図るとともに業績評価に反映させている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己査定における債務者区分をベースに債務者個々の取引及び保全状況を勘案し金利設定を行う。 ・業績評価は、店別採算を基本とする総体的な収益管理手法を採用した評価方法により実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に左記取組みを継続実施する。
(3) ガバナンスの強化			
<p>協同組織金融機関におけるガバナンスの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営情報の開示については、年1回のディスクロージャー誌による開示に加え、平成15年度より半期開示を実施している。 ・通常総代会における決算状況の報告に加え、毎年11月初旬より各営業店において地区総代会を開催し9月仮決算の状況を報告し、懇親会において意見交換を行っている。また、支店長会議において情報交換の場を設け、顧客の意見・情報を発表し共有化等を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示内容・構成を検討し内容充実を図る。 ・地区総代会(11月初旬開催)において仮決算の状況を報告し、懇親会において意見交換を行い経営の参考とする。 ・支店長会議の情報交換の場において顧客・組合員の意見・情報を発表し、経営の参考とする。 ・店頭意見箱を設置し顧客・組合員の意見を収集し経営の参考とする。(17年度下期より) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示内容・構成等を検討し半期開示を実施する。 ・地区総代会において仮決算の状況を報告し、懇親会において意見交換を行い経営の参考とする。 ・支店長会議の情報交換の場において顧客・組合員の意見・情報を発表し、経営の参考とする。 ・店頭意見箱を設置し顧客・組合員の意見を収集し経営の参考とする。(下期より)
(4) 法令等遵守(コンプライアンス)			
<p>営業店に対する法令遵守状況の点検強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部派遣研修(中国ブロック信用組合協議会主催、全国信用組合中央協会主催)への参加。 ・内部研修(本部、営業店)実施など行なってモラルの向上、知識の強化を図っております。 ・コンプライアンスチェックリストに基づく自己点検の実施をしています。 ・「個人情報保護法」に基づく法令遵守態勢強化の取組をおこなっている。 ・店内検査の実施項目 検査室の検査の項目等に採り入れ点検を実施しており今後一層実効性をたかめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部派遣研修(中国ブロック信用組合協議会主催、全国信用組合中央協会主催)の階層ごと研修への参加。 ・内部研修(本部、営業店)実施による職員の意識改革・モラル向上を図る。 ・チェックリスト等の活用を行って自己点検を行い法令遵守意欲の向上に努める。 ・店内検査の毎月実施とレベルアップと実効性の向上を図る。 ・検査室の臨店検査の計画的実施と営業店指導強化を行ない営業店の法令遵守状況点検強化をおこなう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨店検査の計画的実施。 ・外部派遣研修への参加等取組意欲の向上。 ・臨店検査結果での問題点を提案し改善策を実践する。 ・外部コンプライアンス研修は役員、役席、一般について計画通り参加。 ・店内検査の計画的実施を行わせる。

適切な顧客情報の管理・取扱いの確保	<ul style="list-style-type: none"> 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを遵守し、個人情報の取得・利用および、漏洩、滅失又は毀損の防止対策のための重要性について、認識している。 「個人情報」の重要性について認識を徹底させるため各種研修への派遣を検討。 「簿書等の保存・廃棄」の規定が制定されていないため、規程の策定が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的に基づいた個人情報の取得・利用について、規程を遵守し適切な対応に努める。 個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止対策のため適切な措置を講ずる。 各種研修への派遣参加の促進。 検査室による臨店検査時に管理・取扱いについての検査実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報保護法」に伴い勉強会の実施。 個人情報の漏洩、滅失又は毀損の一斉点検の実施。 担当部署より個人情報の取扱いについて臨店指導。 「簿書保存・廃棄の取扱要領」を制定する。 検査室による臨店検査時に管理・取扱いについて検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査室による臨店検査時に「個人情報」の管理・取扱いについての検査実施。
(5)ITの戦略的活用				
ITの戦略的活用	<ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用は、コスト面から単なる追加コストになってしまうケースが多く、現状では既存コストを削減する方法が見出せないため、十分に出来ているとは言えない。今後は、ITの価値を再評価しITの導入・活用が必要であると認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> しんくみ生活総合センターが信用組合に提供するインターネットを活用したシステム『あのネット』の利用を検討する。 『あのネット』を利用し、取引先の生活設計のアドバイスや取引先のライフステージに沿った金融商品の提案ができるよう渉外担当者の活動を支援することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> しんくみ生活総合センターが提供する『あのネット』の利用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の実績を検証し、必要に応じてそれを踏まえた対応の可能性を検討する。
(6)協同組織中央金融機関の機能強化				
協同組織中央機関の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 規程・細則に基づきリスクの計測・分析等により適正なリスク管理によるコントロール及び監査法人による監査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程・細則に基づいた適正なリスク管理を行い、収益力の向上を図るとともに、監査法人による監査により引続き管理態勢の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの計測・分析等により適正なリスク管理、及び監査法人による監査により管理態勢の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> リスクの計測・分析等により適正なリスク管理、及び監査法人による監査により管理態勢の強化を図る。
3. 地域利用者の利便性向上				
(1)地域貢献等に関する情報開示				
地域貢献に関する情報開示 充実した分かりやすい情報開示の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月期における地域貢献等に関する情報開示については平成15年11月28日に「地域社会と備後信用組合」にて開示し、以後平成16年より3月期と9月期のディスクロージャー誌の中に織り込む方法により開示している。 地域への信用供与等について開示するとともに地域のサークル活動支援と地域社会のイベントへの参加及び各営業店の「友の会」等の開催した行事について開示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中小企業者に対しての信用供与、地域の顧客・利用者の預金の活かされ方等について表などを用いて示すとともに、地域のイベントへの参加、友の会等の行事について情報開示を行なう。 利用者の目線に立ち充実した分かりやすい情報開示を検討し、利用者からの質問・相談回答事例を作成、ホームページにて公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月期において地域貢献等に関する事項を事業報告書への記載によりディスクローズする。 平成17年9月期において地域貢献等に関する事項のディスクロージャーについての開示内容を検討。 ミニディスクロージャー誌およびホームページにより開示。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月期において地域貢献等に関する事項および利用者からの質問・相談回答事例について開示内容を検討。 事業報告書およびホームページにより開示。 平成18年9月期において地域貢献等に関する事項および利用者からの質問・相談回答事例について開示内容を検討。 ミニディスクロージャー誌およびホームページにより開示。

(3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立			
地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズの把握については、毎月、支店長会議・営業推進会議(次席者)・係長会議(渉外担当)時に、利用者よりの要望等を探り上げて、本部各部にて要望等を検討した後、常務会に提案し、経営方針に反映している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議時に利用者よりの要望事項の収集をする。 ・当局の利用者等の評価に関するアンケート調査を参考とする。 ・営業店窓口に「意見箱」を設置して、広く意見を求める。アンケート調査の結果を取りまとめ、経営者会議へ報告し、経営方針への反映を検討する。また、各種対応の必要が生じた場合は、各担当部署にフィードバックをして対応を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議時に利用者よりの要望事項の収集により対応する。 ・当局の利用者等の評価に関するアンケート調査を参考とする。 ・営業店窓口に「意見箱」を設置して、広く意見を求める。
(4) 地域再生推進のための各種施策との連携等			
地域再生推進のための各種施策との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会のイベントへの積極的参加、協賛等(夏祭りの踊り参加、花火大会協賛、手伝い、駅伝大会の後援等)により地域社会に密着した活性化支援活動を行なっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種イベントへの参加、協賛、手伝い等により、地域活性化支援を推進。 ・福山市主催および、各地区での夏祭りへの参加・協賛・手伝い。 ・地域の駅伝大会への協賛。 ・各地区の老人会ゲートボール大会への参加・協賛。 ・地域のソフトボール大会への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種イベントへの参加、協賛、手伝い等を実施。 ・ゲートボール大会への参加・協賛(内海町・加茂町・神辺町)。 ・ソフトボール大会への参加(新市町網引)。 ・夏祭りへの参加・協賛・手伝い(福山夏祭り・神辺夏祭り・駅家夏祭り・新市町宮内 あびき夏祭り)。 ・内海町走ろうかい駅伝大会への協賛。
4. 進捗状況の公表			
進捗状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・「集中改善期間」(15～16年度)に「機能強化計画の進捗状況(要約)」を営業店に掲示し公表するとともに、ホームページにも掲載し公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況についてホームページに掲載することにより分かりやすい形で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画について店頭で備え置くとともにホームページに掲載し公表する。 ・進捗状況についてホームページに掲載し公表する。

(備考)別紙様式による個別項目の計画数・・・25